



石垣市告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項に規定される公金事務及び石垣市港湾施設管理条例（昭和 47 年条例第 85 号）第 24 条第 6 号に規定される業務の委託について

次の業者に対し、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定される公金事務及び石垣市港湾施設管理条例第 24 条第 6 号に規定される業務を委託したため、同法第 243 条の 2 第 2 項の規定及び同条例第 26 条の規定に基づき告示いたします。

1_公金事務及び業務を委託した者の名称等

会社名 株式会社オキジム八重山支店

住 所 沖縄県石垣市字新川 371 番地 4

2_公金事務に係る歳入の名称

駐車場使用料

3_指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 1 月 13 日

公金事務を委託した日

令和 8 年 1 月 13 日

4_業務の範囲

石垣港離島ターミナル第 1・第 2 駐車場料金自動精算機賃貸借契約における駐車場使用料の徴収

5_業務の委託期間

令和 8 年 1 月 13 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 1 月 13 日

石垣市長 中山 義 隆

